

栃木県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する規則

令和2年3月30日
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員になった者の職務の級及び号給）

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の職務の級及び号給の基準は、その職務に応じて決定するものとし、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）第5条第1項第1号に掲げる行政職給料表の職務の級及び号給について別表第1に定めるとおりとする。ただし、同表に定める職種以外の職種に係る職務の級及び号給は、任命権者が別に定める。

2 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給は、別表第1の職種の区分に応じ、同表の基礎号給欄に定めるとおりとする。

3 前年度に引き続きフルタイム会計年度任用職員として同一の職務内容の職に再度任用される者又は同一の資格若しくは免許に基づく職に再度任用される者については、任命権者が別に定めるところにより、前項に定める号給より上位の号給とすることができる。ただし、別表第1に定めるその職種の上限の号給を超えることはできない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第3条 条例第4条第1項の規則で定める期日は、その月の15日とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれその月の当該各号に定める日とする。

- (1) 15日が日曜日に当たるとき。 13日
- (2) 15日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）で、かつ、月曜日に当たるとき。 16日
- (3) 15日が土曜日に当たるとき。 14日

(4) 災害その他特別の事情により、15日又は前各号の規定により定められた日を支給日とすることが著しく困難であると広域連合長が認めたとき。広域連合長が定める日

2 給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

第4条 フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合

2 月の1日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされているフルタイム会計年度任用職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合は、その月の給料をその際支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第5条 条例6条及びこの条に規定する「通勤」とは、フルタイム会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と事務所との間を往復することをいう。

2 条例第6条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とし、通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とするフルタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるフルタイム会計年度任用職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具及び自転車であって広域連合の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とするフルタイム会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるフルタイム会計年度任用職員以外のフル

タイム会計年度任用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるフルタイム会計年度任用職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするフルタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 自動車等の片道の使用距離に応じ、支給単位期間につき、別表第2に定める額

- (3) 前項第3号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して任命権者が定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

4 前2項に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び自動車等の使用

距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 6 通勤手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該フルタイム会計年度任用職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して任命権者が定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として任命権者が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給割合）

第6条 条例第7条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第7条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第7条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

- 2 条例第7条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当の支給割合）

第7条 条例第8条前段の規則で定める割合は、100分の135とする。

- 2 条例第8条後段の規則で定める日は、国の行事の行われる日で広域連合長が指定する日とする。

（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の支給）

第8条 フルタイム会計年度任用の時間外勤務手当及び休日勤務手当は、時間外勤務等命令簿により勤務を命ぜられた職員に対し、その実際に勤務した時間について支給する。

- 2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの全時間数（条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を異にする部分があるとき又は時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数）によって計算し、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- 3 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当は、月
- 432

の初日から末日までを計算期間とし、次の月の給料の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該フルタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第9条 条例第11条第1項前段の規定により期末手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職するフルタイム会計年度任用職員(条例第12条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員とする。

- (1) 無給休職者(法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされているフルタイム会計年度任用職員のうち、給与の支給を受けていないフルタイム会計年度任用職員をいう。)
- (2) 刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされているフルタイム会計年度任用職員をいう。)
- (3) 停職者(法第29条第1項の規定により停職にされているフルタイム会計年度任用職員をいう。)
- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしているフルタイム会計年度任用職員のうち、栃木県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(令和2年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第1号)第11条の規定により期末手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用以外のフルタイム会計年度任用職員

2 条例第11条第1項前段の規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。)を同じくするものに限る。次号において同じ。)の定め合計が6月以上となるフルタイム会計年度任用職員
- (2) 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上となるフルタイム会計

年度任用職員

- 3 条例第11条第1項前段の規則で定める日は、それぞれ基準日の属する月の15日とする。ただし、その日が日曜日に当たるときは13日、土曜日に当たるときは14日とする。

第10条 条例第11条第1項後段の規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、その退職し、又は死亡した日において前条第1項各号のいずれかに該当するフルタイム会計年度任用職員であったものとし、これらのフルタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。

(期末手当に係る在職期間)

第11条 条例第11条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第9条第1項第3号に掲げる職員として在籍した期間については、その全期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしているフルタイム会計年度任用職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下であるフルタイム会計年度任用職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間

(期末手当基礎額に係る端数計算)

第12条 条例第11条第3項に規定する期末手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(一時差止処分に係る在職期間)

第13条 条例第12条及び第13条に規定する在職期間は、条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員として在職した期間とする。

(一時差止処分の手続)

第14条 任命権者は、条例第13条第1項の規定による一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

- 2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を公示することをもってこれに代えることができるものとし、公示の

日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。

第15条 条例第13条第2項の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、当該一時差止処分をした者に対して行わなければならない。

第16条 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(審査請求の教示)

第17条 条例第13条第5項に規定する説明書には、一時差止処分について、広域連合長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求期間を記載しなければならない。

(その他の事項)

第18条 第13条から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 条例第15条第1項の規則で定める時間は、当該年度における祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た時間とする。

(給与の減額の方法)

第20条 条例第16条の規定により減額すべき給与額の算定の基礎となる時間数は、その月において勤務しなかった全時間数によって計算し、この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは第8条第2項の規定の例による。

2 減額すべき給与額は、その月の給料に対応する額とし、次の月以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給割合)

第21条 条例第18条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第18条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第18条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第18条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第22条 条例第19条前段の規則で定める割合は100分の135とする。

2 条例第19条後段の規則で定める日は、国の行事の行われる日で広域連合長が指定する日とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 第9条から第18条までの規定はパートタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。

第24条 条例第22条に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が週によって異なる場合には、1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者）とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第25条 条例第23条第1項に規定する規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の15日とし、日額又は時間で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、翌月15日とする。ただし、それらの日が次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれその月の当該各号に定める日とする。

(1) 15日が日曜日に当たるとき。 13日

(2) 15日が祝日法による休日で、かつ、月曜日に当たるとき。 16日

(3) 15日が土曜日に当たるとき。 14日

(4) 災害その他特別の事情により、15日又は前各号の規定により定められた日を支給日とすることが著しく困難であると広域連合長が認めたとき。 広域連合長が定める日

2 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項において同じ。）となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

第26条 第4条の規定は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第27条 パートタイム会計年度任用の時間外勤務及び休日勤務に係る報酬は、時間外勤

務等命令簿により勤務を命ぜられた職員に対し、その実際に勤務した時間について支給する。

2 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの全時間数（条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を異にする部分があるとき又は時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数）によって計算し、この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは第8条第2項の規定の例による。

3 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

（休暇時の報酬）

第28条 時間で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、栃木県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和2年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第2号）第12条に規定する年次休暇、同規則第13条に規定する傷病休暇及び同規則第14条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第29条 条例第24条第1項第1号の規則で定める時間は、当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間とする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第30条 条例第28条及びこの条に規定する「通勤」とは、パートタイム会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と事務所との間を往復することをいう。

2 条例第28条第1項の規則で定める者は、通勤距離が片道2キロメートル以上のパートタイム会計年度任用職員とする。

3 条例第28条第2項に規定する規則で定める通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に

掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 交通機関等を利用するパートタイム会計年度任用職員 当該交通機関等の通勤期間1月の通勤用定期乗車券の価額又は1月の通勤日数に往復の運賃額を乗じて得た額のいずれか少ない額
 - (2) 自動車等を利用するパートタイム会計年度任用職員 自動車等の片道の使用距離に応じ、別表第2に定める額に、当該パートタイム会計年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務日数を5で除した数を乗じて得た額（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間の勤務日数が週によって異なる場合には、広域連合長が別に定める額）
- 4 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、通勤に係る費用弁償の支給基準は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当の支給の例による。

（その他）

第31条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務	1	5	1	13
要資格1	1	21	1	29
要資格2	1	37	1	45

別表第2（第5条、第31条関係）

自動車等の使用距離（片道）	支給額
4キロメートル未満	2,000円
4キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上14キロメートル未満	7,000円
14キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上24キロメートル未満	12,900円
24キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上34キロメートル未満	18,700円
34キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上44キロメートル未満	24,400円
44キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上54キロメートル未満	28,000円
54キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円